

報告第 49 号

小城市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓  
令

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 2 月 25 日

小城市教育員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和 3 年 4 月 1 日付での統括事務長の職務内容の変更に伴い、教育  
長の事務委任規程を改正したので報告する。

## 小城市教育長訓令第 1 号

小城市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する  
訓令

小城市教育委員会教育長事務委任規程（平成 22 年小城市教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条中「事務長」を「統括事務長又は事務長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小城市教育委員会教育長事務委任規程（平成22年小城市教育長訓令第1号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、次に掲げる事務を<u>事務長</u>である学校運営支援室長に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(委任事務の処理の特例)</p> <p>第4条 <u>事務長</u>である学校運営支援室長は、この訓令に定める委任事項であっても、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育長の指示を受けなければならない。</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、次に掲げる事務を<u>統括事務長又は事務長</u>である学校運営支援室長に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(委任事務の処理の特例)</p> <p>第4条 <u>統括事務長又は事務長</u>である学校運営支援室長は、この訓令に定める委任事項であっても、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育長の指示を受けなければならない。</p>